

# 平成 26 年 度 第 1 回

## 宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

### 会 議 次 第

日 時 平成 26 年 7 月 31 日 (木)  
午後 4 時 30 分～  
会 場 宇都宮市役所 1 4 階  
1 4 A 会議室

#### 1 開 会

- (1) 協議会の役割 . . . 資料 1
- (2) 委員紹介
- (3) 会長の選出 . . . 資料 2
- (4) 会議録署名委員の選出

#### 2 議 事

- (1) 報告事項
  - ・報告第 1 号 平成 25 年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）  
について
  - ・報告第 2 号 国保財政健全化に向けた平成 26 年度の主な取組について
  - ・報告第 3 号 平成 26 年度国民健康保険税の賦課状況について
  - ・報告第 4 号 納期前納付報奨金（前納報奨金）の廃止について
  - ・報告第 5 号 保険税賦課限度額について（概要等）
  - ・報告第 6 号 宇都宮市国保経営改革プランの改定について
- (2) そ の 他

#### 3 そ の 他

- ・平成 26 年度国民健康保険運営協議会の開催予定について

#### 4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成26年7月22日現在

委員種別	氏名	役職等	備考
第1号委員 被保険者代表	保坂 寿	市議会議員	新規委員
	荒川 恒男	〃	新規委員
	山口 ゆりえ	市商工会議所青年部	
	鹿野 順子	〃 女性部理事	
	大森 澄雄	市農業委員会 会長職務代理者	新規委員
	山角 庸岐	公募委員	
	吉澤 勝	〃	
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代 表	稲野 秀孝	市医師会会長	
	吉田 良二	市医師会副会長	
	齋藤 公司	〃	
	菊池 進一	〃	
	北條 茂男	市歯科医師会会長	
	赤沼 岩男	市歯科医師会副会長	
	廣田 孝之	市薬剤師会理事	
第3号委員 公益代表	高橋 美幸	市議会議員	新規委員
	塚田 典功	〃	
	金子 和義	〃	新規委員
	○岡地 和男	市社会福祉協議会 事務局長	
	山口 建一	市民生委員児童委員協議会会長	新規委員
	山口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員	
	笹川 陽子	宇都宮共和大 教員専任講師	
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	栗田 昭治	全国健康保険協会栃木支部 支部長	
	郷 孝夫	栃木県市町村職員共済組合 事務局	
	野中 貞明	栃木県トラック健康保険組合 常務理事	

○:会長職務代理者

## 事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
川中子 武保	保健福祉部長
須藤 浩二	保健福祉部次長
橋本 一守	保健福祉部保険年金課長 ※1
大野 貴司	保健福祉部保険年金課長補佐
薄井 季之	保険年金課管理グループ係長
西田 真実	保険年金課国保給付グループ係長
高栖 守能	保険年金課国保税グループ係長
大塚 伸昭	保険年金課収納グループ係長
中村 正基	保険年金課滞納整理グループ係長
関本 耕司	保険年金課管理グループ総括主査 ※2
小井川 雅美	保険年金課国保給付グループ総括主査
高賀 茂 泉	保険年金課国保税グループ総括主査
古川 信也	保険年金課収納グループ総括主査
大山 剛	保険年金課滞納整理グループ総括主査
鈴木 裕之	保健福祉部健康増進課長
岡田 美穂子	健康増進課健康診査グループ係長

※1 書記長

※2 書記

## 協議会の役割

- ・ 国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される附属機関である。
- ・ 国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申を行う。
- ・ 国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出する。

【参考】宇都宮市国民健康保険運営協議会に関する法令（抜粋）

### ○国民健康保険法

#### 第 2 章 市町村

(国民健康保険運営協議会)

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### ○国民健康保険法施行令

#### 第 1 章 市町村

(国民健康保険運営協議会の組織)

第 3 条 国民健康保険運営協議会（第 5 条第 1 項及び附則第 1 条の 2 において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員，保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## ○宇都宮市国民健康保険条例

### 第 2 章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 7 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 7 人
- (3) 公益を代表する委員 7 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3 人

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

## ○宇都宮市国民健康保険規則

### 第 1 章 国民健康保険運営協議会

#### 第 1 節 諮問及び意見の提出

(諮問)

第 1 条 本市の国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があつたときは、審議して答申しなければならない。

(意見の提出)

第 2 条 協議会は、本市国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができる。

(答申及び意見の提出方法)

第 3 条 諮問に対する答申又は意見の提出は、文書をもつてしなければならない。

## 第2節 会議

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、協議会が設置されて最初に行われる会議又は会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における会議においては、年長の委員が臨時に会議の議長の職務を行う。

第5条 協議会の招集は、委員に対する告知により行う。

2 前項の告知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

第6条 会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における協議会の招集は、市長が行う。

(委員の欠席届)

第7条 協議会に出席することができない事情がある委員は、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(会議の定足数)

第8条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第9条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(会議)

第10条 協議会は、市長から諮問があつたとき、その他必要があると認めるときに開催するものとする。

第11条 協議会の委員7人以上の者から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(関係職員等の出席)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは関係職員等の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(会議録)

第13条 会長は、書記をして会議録を調整させなければならない。

2 会議録には、すべての議事の状況を記載しなければならない。

3 会議録には、議事のほか開会及び閉会の年月日、時間、出席委員の氏名その他議長が必要と認める事項を記載しなければならない。

4 会議録に署名すべき委員は、議長のほか委員2人とし、会議の始めに議長が会議

に諮ってこれを定める。

5 会議録は、会議終了後速やかに調整しなければならない。

(準用規定)

第14条 本章に規定するもののほか、協議会の開閉、議案の審議等の議事に関しては、本市の議会の会議の一般の例による。

### 第3節 会長及び会長職務代理者

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第15条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもつて行い、有効投票の最多数をもつて当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

第16条 会長がその職務を辞したとき、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、速やかに会長の選挙を行わなければならない。

(会長等の任期)

第17条 会長及び会長職務代理者の任期は、委員の任期による。

(会長の職務)

第18条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

### 第4節 書記

(書記)

第19条 協議会に書記若干人を置き、市職員の中から市長が任命する。

(書記の職務)

第20条 書記は、会長の命を受けて協議会の庶務をつかさどる。

### 第5節 雑則

(公印)

第21条 会長の公印及びその取扱いは、宇都宮市公印規則(昭和36年規則第38号)の定めるところによる。

(委員台帳の作成)

第22条 委員の任期、職、氏名、種別等は、宇都宮市国民健康保険運営協議会委員台帳に登載しておかななければならない。

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 会長の選出

### 宇都宮市国民健康保険運営協議会会長の選出について

宇都宮市国民健康保険運営協議会会長を選出する。

(提案の理由)

塚田典功前会長の会長辞職に伴い、新会長を選出するもの。

### 【参考】国民健康保険運営協議会会長の選出方法

国民健康保険法施行令

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

宇都宮市国民健康保険規則

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第15条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもって行い、有効投票の最多数をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たって得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。



【歳出】

区分	予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算現額割合	前年度決算額(円)	対前年度決算額割合	摘要																																
総務費	550,118,000	510,651,620	92.8%	550,639,161	92.7%	職員給与費, 一般事務費, 徴税費, 運営協議会費等																																
保険給付費	34,187,169,000	33,961,911,254	99.3%	32,859,054,574	103.4%																																	
療養給付費	29,811,222,000	29,679,864,602	99.6%	28,722,793,766	103.3%	医療処置, 手術などの治療に要する費用のうち, 被保険者の自己負担を除いた分を給付 【対前年比 増の主な理由】被保険者の高齢化や医療技術の高度化による, 1人当たりの療養給付費の増 (平成24年度:207,595円 ⇒ 平成25年度:217,446円)																																
療養費	453,388,000	434,306,538	95.8%	445,613,673	97.5%	被保険者がいったん全額支払った医療費を, 後日申請により払い戻すもの																																
審査支払手数料	112,182,000	112,067,628	99.9%	115,032,597	97.4%	診療報酬明細書(レセプト)審査及び医療費の支払業務委託料(国保連合会に委託)																																
高額療養費	3,490,936,000	3,427,617,641	98.2%	3,271,414,068	104.8%	1か月の医療費の自己負担が限度額を超えた場合, その超えた額を支給(自己負担限度額は所得に応じて異なり, 70歳未満の一般的な世帯では80,100円) 【対前年比 増の主な理由】被保険者の高齢化や医療技術の高度化による, 1人当たりの高額療養費の増 (平成24年度:23,644円 ⇒ 平成25年度:25,112円)																																
移送費	400,000	46,525	11.6%	0	皆増	被保険者が医師の指示により, 緊急で車などを利用した場合, その費用を支給																																
出産育児一時金	281,400,000	272,529,590	96.8%	270,320,060	100.8%	被保険者が出産した場合, 1人につき42万円を支給																																
支払手数料	141,000	128,730	91.3%	130,410	98.7%	出産育児一時金の直接支払制度(医療機関が保険者から出産育児一時金を受け取ることができる制度)に係る手数料																																
葬祭費	37,500,000	35,350,000	94.3%	33,750,000	104.7%	被保険者が死亡した場合, 1人につき5万円を支給																																
後期高齢者支援金等	7,184,983,000	7,184,653,114	100.0%	6,823,702,398	105.3%	国保被保険者数に応じた後期高齢者医療制度への支援金 【対前年比 増の主な理由】国から示される国保被保険者1人当たりの負担額の増 (平成24年度:49,522円 ⇒ 平成25年度:52,514円)																																
前期高齢者納付金等	7,616,000	7,397,449	97.1%	7,227,154	102.4%	前期高齢者(65歳~74歳)に係る財政調整制度への納付金																																
老人保健拠出金	477,000	264,024	55.4%	299,227	88.2%	旧老人保健制度への拠出金(老人保健制度は平成19年度で廃止となり, 以降は医療費の精算分と事務費分を拠出)																																
介護納付金	3,076,929,000	3,076,928,191	100.0%	2,884,662,612	106.7%	40歳~64歳の国保被保険者数に応じた介護保険制度への納付金 【対前年比 増の主な理由】国から示される40歳~64歳の国保被保険者1人当たりの負担額の増 (平成24年度:56,366円 ⇒ 平成25年度:59,588円)																																
共同事業拠出金	5,275,979,000	5,275,976,969	100.0%	5,316,882,161	99.2%	高額な医療費に備えて, 県内市町で実施している再保険制度への拠出金 ・高額医療費共同事業拠出金 : レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業拠出金 : レセプト1件30万円を超える医療費を対象																																
保健事業費	236,889,000	213,692,662	90.2%	218,888,800	97.6%	<table border="0"> <tr> <td>・特定健康診査等事業費</td> <td>171,927,042 円</td> <td>・健康づくり啓発活動費</td> <td>578,381 円</td> </tr> <tr> <td>  個別健診</td> <td>受診者数 9,513人</td> <td>  健康づくり講演会</td> <td>参加者数 350人</td> </tr> <tr> <td>  集団健診</td> <td>14,165人</td> <td>  パンフレット作成等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td>23,678人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・健康指導費</td> <td>11,327,239 円</td> <td>・人間ドック・脳ドック健診料金補助金</td> <td>29,860,000 円</td> </tr> <tr> <td>  医療費通知送付(年2回)</td> <td>135,136件</td> <td>  人間ドック補助</td> <td>2,707件</td> </tr> <tr> <td>  後発医薬品差額通知送付(年4回)</td> <td>15,636件</td> <td>  脳ドック補助</td> <td>279件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>  計</td> <td>2,986件</td> </tr> </table>	・特定健康診査等事業費	171,927,042 円	・健康づくり啓発活動費	578,381 円	個別健診	受診者数 9,513人	健康づくり講演会	参加者数 350人	集団健診	14,165人	パンフレット作成等		計	23,678人			・健康指導費	11,327,239 円	・人間ドック・脳ドック健診料金補助金	29,860,000 円	医療費通知送付(年2回)	135,136件	人間ドック補助	2,707件	後発医薬品差額通知送付(年4回)	15,636件	脳ドック補助	279件			計	2,986件
・特定健康診査等事業費	171,927,042 円	・健康づくり啓発活動費	578,381 円																																			
個別健診	受診者数 9,513人	健康づくり講演会	参加者数 350人																																			
集団健診	14,165人	パンフレット作成等																																				
計	23,678人																																					
・健康指導費	11,327,239 円	・人間ドック・脳ドック健診料金補助金	29,860,000 円																																			
医療費通知送付(年2回)	135,136件	人間ドック補助	2,707件																																			
後発医薬品差額通知送付(年4回)	15,636件	脳ドック補助	279件																																			
		計	2,986件																																			
基金積立金	406,000	165,559	40.8%	226,248	73.2%	国民健康保険給付基金の預金利子の同基金への積立金																																
諸支出金	764,075,000	759,765,127	99.4%	646,189,902	117.6%	保険税の還付金・還付加算金, 過年度分国庫補助金等返還金 等 【対前年比 増の主な理由】療養給付費等負担金の実績報告による精算などに伴う返還金の増 (平成24年度:568,215千円 ⇒ 平成25年度:683,652千円)																																
予備費	3,000,000	0	0.0%	0	-																																	
計	51,287,641,000	50,991,405,969	99.4%	49,307,772,237	103.4%																																	

【歳入】

区 分	予 算 現 額 (円)	決 算 見 込 額 (円)	対 予 算 現 額 割 合	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 度 決 算 額 割 合	摘 要									
						調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 済 額 の うち、 還 付 未 済 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)	前 年 度 収 納 率 (%)	前 年 度 収 納 率 と の 差		
国民健康保険税	12,229,198,000	12,265,457,337	100.3%	12,193,626,910	100.6%										
						現年度分	#####	#####	5,280,174	17,583,880	1,843,418,760	85.64	84.91	0.73	
						過年度分	4,280,558,795	1,159,099,435	688,468	663,001,997	2,459,145,831	27.06	26.60	0.46	
						合 計	#####	#####	5,968,642	680,585,877	4,302,564,591	71.10	70.37	0.73	
一部負担金	4,000	0	0.0%	0	-	徴収猶予した一部負担金を収入									
国庫支出金	11,697,866,000	12,682,628,316	108.4%	12,444,264,977	101.9%										
療養給付費等負担金	9,233,012,000	9,247,135,701	100.2%	9,285,913,333	99.6%	一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の32%									
財政調整交付金	2,162,020,000	3,133,908,000	145.0%	2,860,669,000	109.6%	市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための交付金。一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の9% 【対予算比 増の主な理由】震災被災の保険者に対する財政支援(特別調整交付金)が行われたことに伴う増(+1,058,372,000円)									
高額医療費共同事業負担金	259,176,000	259,176,615	100.0%	259,248,644	100.0%	高額医療費共同事業拠出金に対する国からの負担金。拠出額の1/4									
特定健康診査・特定保健指導負担金	41,026,000	39,777,000	97.0%	36,296,000	109.6%	特定健康診査・特定保健指導事業費に対する国からの負担金。健診費用の1/3									
出産育児一時金補助金	1,000	0	0.0%	440,000	皆減	平成21年10月から出産育児一時金を4万円引き上げたこと(38万円→42万円)に伴う補助金(平成23年度出産分で廃止)。平成23年度出産分は引き上げ分の1/4が国から補助金として交付(平成24年4月出産請求分をもって補助終了) 【対前年比 減の主な理由】補助終了による皆減									
災害臨時特例補助金	2,631,000	2,631,000	100.0%	1,698,000	154.9%	東日本大震災の被災に伴う、保険税の減免及び一部負担金等の免除措置に対する国からの補助金。平成23年度創設。 【対前年比 増の主な理由】一部負担金の免除見込額の増									
療養給付費等交付金	2,735,327,000	3,029,057,969	110.7%	2,675,634,896	113.2%	退職被保険者の保険給付費や後期高齢者支援金相当額から、退職被保険者の年収額を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付 【対予算比、対前年比 増の主な理由】退職被保険者に係る後期高齢者支援金相当額の増									
前期高齢者交付金	11,217,087,000	11,217,087,599	100.0%	10,535,587,825	106.5%	前期高齢者(65歳～74歳)の各保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金から交付									
県支出金	2,891,116,000	2,813,367,615	97.3%	2,745,325,644	102.5%										
財政調整交付金	2,590,914,000	2,514,414,000	97.0%	2,449,781,000	102.6%	市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための交付金。一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の9%(平成23年度までは7%)									
高額医療費共同事業負担金	259,176,000	259,176,615	100.0%	259,248,644	100.0%	高額医療費共同事業拠出金に対する県からの負担金。拠出額の1/4									
特定健康診査・特定保健指導負担金	41,026,000	39,777,000	97.0%	36,296,000	109.6%	特定健康診査・特定保健指導事業費に対する県からの負担金。健診費用の1/3									
共同事業交付金	5,368,933,000	5,373,297,358	100.1%	5,212,111,792	103.1%	高額な医療費に備えて、県内市町で実施している再保険制度からの交付金 ・高額医療費共同事業交付金 : レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業交付金 : レセプト1件30万円を超える医療費を対象									
財産収入	406,000	165,559	40.8%	226,248	73.2%	国民健康保険給付基金の預金利子									

【歳入（つづき）】

区 分	予 算 現 額 (円)	決 算 見 込 額 (円)	対 予 算 現 額 割 合	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 度 決 算 額 割 合	摘 要																												
繰 入 金	4,994,853,000	3,319,514,240	66.5%	3,321,125,715	100.0%																													
基 盤 安 定 繰 入 金	1,617,462,000	1,617,461,240	100.0%	1,648,289,715	98.1%	一般被保険者に係る保険税軽減に対する補填(県3/4, 市1/4)+保険者支援分(国1/2, 県1/4, 市1/4)																												
一 般 会 計 繰 入 金	3,377,390,000	1,702,053,000	50.4%	1,662,266,000	102.4%	法定の繰入及び法定外の繰入 【対予算比 減の主な理由】給付費の減, 及び, 特別調整交付金(国)の増に伴う法定外の繰入の減 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰 入 内 容</th> <th>決 算 見 込 額 (円)</th> <th>前 年 度 決 算 額 (円)</th> <th>対 前 年 比 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の繰入</td> <td>職員給与費, その他一般事務費 等</td> <td>950,032,000</td> <td>1,011,590,000</td> <td>△ 61,558,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法定外の繰入</td> <td>医療費の現物給付実施による国庫補助減額分 等</td> <td>393,776,000</td> <td>243,409,000</td> <td>150,367,000</td> </tr> <tr> <td>平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分 等)</td> <td>358,245,000</td> <td>407,267,000</td> <td>△ 49,022,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1,702,053,000</td> <td>1,662,266,000</td> <td>39,787,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>【参考】震災被災の保険者に対する財政支援(特別調整交付金(国) ※)がなかった場合の合計額 ※平成24年度:696,862,000円, 平成25年度:1,058,372,000円</td> <td>2,760,425,000</td> <td>2,359,128,000</td> <td>401,297,000</td> </tr> </tbody> </table>	繰 入 内 容		決 算 見 込 額 (円)	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 比 (円)	法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費 等	950,032,000	1,011,590,000	△ 61,558,000	法定外の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分 等	393,776,000	243,409,000	150,367,000	平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分 等)	358,245,000	407,267,000	△ 49,022,000	合 計		1,702,053,000	1,662,266,000	39,787,000	【参考】震災被災の保険者に対する財政支援(特別調整交付金(国) ※)がなかった場合の合計額 ※平成24年度:696,862,000円, 平成25年度:1,058,372,000円	2,760,425,000	2,359,128,000	401,297,000
繰 入 内 容		決 算 見 込 額 (円)	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 比 (円)																														
法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費 等	950,032,000	1,011,590,000	△ 61,558,000																														
法定外の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分 等	393,776,000	243,409,000	150,367,000																														
	平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分 等)	358,245,000	407,267,000	△ 49,022,000																														
合 計		1,702,053,000	1,662,266,000	39,787,000																														
【参考】震災被災の保険者に対する財政支援(特別調整交付金(国) ※)がなかった場合の合計額 ※平成24年度:696,862,000円, 平成25年度:1,058,372,000円	2,760,425,000	2,359,128,000	401,297,000																															
基 金 繰 入 金	1,000	0	0.0%	10,570,000	皆減	国民健康保険給付基金からの繰入(取崩) 【対前年比 減の主な理由】取崩を行わなかったことによる皆減																												
繰 越 金	3,595,000	3,594,686	100.0%	6,857,972	52.4%	前年度からの繰越金 【対前年比 減の主な理由】前年度からの繰越金の減																												
諸 収 入	149,256,000	287,237,079	192.4%	176,604,944	162.6%	延滞金, 徴収金収入等 【対予算比, 対前年比 増の主な理由】審査支払手数料に係る国保連合会からの返還金による増																												
計	51,287,641,000	50,991,407,758	99.4%	49,311,366,923	103.4%																													

	決算見込額	前年度決算額
歳 入 額	50,991,407,758 円	49,311,366,923 円
歳 出 額	50,991,405,969 円	49,307,772,237 円
差 引 額	1,789 円 (次年度へ繰越)	3,594,686 円 (次年度へ繰越)

報告第2号

国保財政健全化に向けた平成26年度の主な取組について

1 保険税収納率の向上

施策	平成25年度実績	平成26年度の主な取組									
<p>(1) 口座振替の加入促進</p>	<p>○口座振替加入キャンペーンを実施 ○ペイジー口座振替受付サービスの実施 ○口座振替申込書の送付 ○窓口等での加入勧奨</p> <p>新規加入件数【目標：3,000件】</p> <table border="1" data-bbox="517 691 945 847"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>うち、 ペイジー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>2,846件</td> <td>432件</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>2,913件</td> <td>468件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国保新規加入者数が減少する中、全体に占める口座振替者数の割合は増加している。 ※口座振替加入率は、H24：33.2%→H25：34.5%と1.3%増加している。</p>	年度	件数	うち、 ペイジー	25	2,846件	432件	24	2,913件	468件	<p>○口座振替加入キャンペーンの実施（7月～8月） ⇒新規加入者に宇都宮の特産品や障害者施設による生産品を抽選で贈呈し、加入を促進する。</p> <p>○ペイジー口座振替受付サービスの活用 ⇒本庁窓口に加え、国保加入者にとって身近で利便性の高い出先機関に出向いて勧奨を行う。さらに周知・啓発を図るため、新たに各自治会へ出先機関での口座振替受付臨時窓口開設の案内チラシを配布し周知する。<b>強化・拡充</b> 地域自治センター（2か所）、地区市民センター（11か所）、出張所4か所）</p> <p>○口座振替申込書の送付 ⇒納税催告センター文書催告時における口座振替勧奨チラシの同封 ⇒納税通知書及び更正通知書への同封</p> <p>○国保加入手続き時の窓口などにおける勧奨の強化 ⇒本庁窓口で国保加入者に対し、口座振替申込用紙を交付、ペイジー口座受付サービスを活用し積極的に口座振替を案内する。</p> <p>【目標】 新規加入件数 3,100件</p>
年度	件数	うち、 ペイジー									
25	2,846件	432件									
24	2,913件	468件									

施策	平成25年度実績	平成26年度の主な取組															
<p>(2) 納税環境の整備</p>	<p>○電子納付などによる納税環境の検討 ⇒納税者の利便性の向上を図るため、ペイジー収納の導入やコンビニ納付の利用拡大（納期限後納付）について検討</p> <p>※ペイジー収納 パソコン，携帯電話から24時間納税が可能，ATMによる納税も可能</p> <p>※コンビニ収納 銀行や地区市民センターに出向かず，最寄りのコンビニエンスストアで24時間納付が可能</p>	<p>○電子納付などによる納税環境の整備 ⇒<u>ペイジー収納の導入（平成27年1月から）</u> <b>新規</b> ⇒<u>コンビニ納付の利用拡大（納付期限後納付）（平成27年4月から）</u> <b>強化・拡充</b></p>															
<p>(3) 納税催告センターの活用 (現年度滞納者対象)</p> <p>※納税催告センター 初期段階の現年度滞納者に対する電話催告や文書催告を，市税等と一体となって効率的かつ早期に実施することを目的とし，平成21年度に設置</p>	<p>○電話催告 ⇒現年度滞納者に対する催告実施 ⇒夜間帯や休日の催告実施</p> <table border="1" data-bbox="517 847 1003 986"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>うち接触</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>10,389件</td> <td>5,032件</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>7,910件</td> <td>4,094件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○文書催告 ⇒電話催告の不在者及び電話番号不明者に対する催告実施</p> <table border="1" data-bbox="517 1123 813 1262"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>14,614件</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>8,526件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	うち接触	25	10,389件	5,032件	24	7,910件	4,094件	年度	件数	25	14,614件	24	8,526件	<p>○納税催告センターの電話催告 ⇒接触件数を高めるため引き続き現年度滞納者への全件催告，夜間・休日催告を実施する。 平日夜間電話催告（12時～20時）を毎日を実施する。 （休日電話催告（9～17時）はこれまで同様2回／月）</p> <p>○文書催告の実施 ⇒電話催告を行い，連絡がつかなかった滞納者や電話番号が不明な滞納者に対しては，同月中に文書催告まで行う。</p> <p>○出納整理期間における電話・文書催告の強化（4月～5月） ⇒現年度全滞納者に対し催告を実施する。</p>
年度	件数	うち接触															
25	10,389件	5,032件															
24	7,910件	4,094件															
年度	件数																
25	14,614件																
24	8,526件																

施策	平成25年度実績	平成26年度の主な取組																															
(4) 徴収嘱託員の活用	<p>○徴収嘱託員による訪問徴収 徴収金額【目標：現年度徴収額 135,000 千円】</p> <table border="1" data-bbox="517 309 958 539"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">25</td> <td>現年度</td> <td>120,557 千円</td> </tr> <tr> <td>過年度</td> <td>268,786 千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">24</td> <td>現年度</td> <td>128,658 千円</td> </tr> <tr> <td>過年度</td> <td>287,407 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※徴収嘱託員の収納額はやや減少しているが、24 時間納付可能なコンビニ収納や納税催告センターの活用などの収納対策の効果により、全体としての収納額は前年度を上回っている。</p> <p>※現年度市税収納額</p> <table data-bbox="517 820 1048 1075"> <thead> <tr> <th></th> <th>コンビニ</th> <th>催告センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25 年度</td> <td>873,714 千円</td> <td>215,082 千円</td> </tr> <tr> <td>H24 年度</td> <td>831,669 千円</td> <td>184,977 千円</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25 年度</td> <td colspan="2">11,101,078 千円</td> </tr> <tr> <td>H24 年度</td> <td colspan="2">11,036,508 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	区分	金額	25	現年度	120,557 千円	過年度	268,786 千円	24	現年度	128,658 千円	過年度	287,407 千円		コンビニ	催告センター	H25 年度	873,714 千円	215,082 千円	H24 年度	831,669 千円	184,977 千円	全体			H25 年度	11,101,078 千円		H24 年度	11,036,508 千円		<p>○徴収嘱託員による現年度滞納への早期着手 ⇒引き続き、現年度滞納者に対する嘱託員臨戸訪問を実施する。</p> <p>【目標】現年度徴収額 132,000 千円</p>
年度	区分	金額																															
25	現年度	120,557 千円																															
	過年度	268,786 千円																															
24	現年度	128,658 千円																															
	過年度	287,407 千円																															
	コンビニ	催告センター																															
H25 年度	873,714 千円	215,082 千円																															
H24 年度	831,669 千円	184,977 千円																															
全体																																	
H25 年度	11,101,078 千円																																
H24 年度	11,036,508 千円																																
(5) 電話催告（職員） （現年度滞納者対象）	<p>○職員による電話催告</p> <table border="1" data-bbox="517 1129 1093 1359"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">25</td> <td>7,886 件 (うち 1,716 件)</td> <td>380,642 千円 (うち 92,091 千円)</td> </tr> <tr> <td>5,430 件 (うち 1,421 件)</td> <td>336,080 千円 (うち 73,804 千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、納付約束又は納付指導</p>	年度	件数	金額	25	7,886 件 (うち 1,716 件)	380,642 千円 (うち 92,091 千円)	5,430 件 (うち 1,421 件)	336,080 千円 (うち 73,804 千円)	<p>○職員による電話催告 ⇒<u>現年度滞納者にあっても納付資力がある場合には、滞納処分を前提とした納税指導を行い、強化を図る。</u> <b>強化・拡充</b> ⇒実施月数を6か月とする。 (4月, 5月, 10月, 12月, 1月, 2月)</p>																							
年度	件数	金額																															
25	7,886 件 (うち 1,716 件)	380,642 千円 (うち 92,091 千円)																															
	5,430 件 (うち 1,421 件)	336,080 千円 (うち 73,804 千円)																															

施策	平成25年度実績	平成26年度の主な取組									
(6) 臨戸訪問（職員）	<p>○職員による臨戸訪問の実施</p> <p>【目標：徴収金額 3,000 千円】</p> <table border="1" data-bbox="517 309 1077 448"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>徴収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>537 件</td> <td>2,051 千円</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>763 件</td> <td>2,264 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2月の大雪により実施回数は減った（2回→1回）が、1件あたりの徴収金額は増加（H24:2,900円→H25:3,800円）している。</p>	年度	件数	徴収金額	25	537 件	2,051 千円	24	763 件	2,264 千円	<p>○職員による臨戸訪問の実施</p> <p>⇒高額滞納者や対応困難な滞納者に対する訪問納税指導，生活実態調査（財産調査）の実施</p> <p>⇒金融機関への預金調査などに併せた効率的・効果的な臨戸訪問の実施</p> <p>⇒部内支援による休日臨戸訪問の実施（12月・1月に11課で実施）</p> <p>【目標：徴収金額 3,000 千円】</p>
年度	件数	徴収金額									
25	537 件	2,051 千円									
24	763 件	2,264 千円									
(7) 文書催告（職員） ※カラー催告 滞納の状況に応じて、段階的に文面を強化し、色を変えた文書 [特別催告（青）、差押警告（黄）、差押予告（赤）]	<p>○カラー催告の実施</p> <p>⇒過年度からの滞納者のほか、現年度のみ の滞納者に対しても実施</p> <p>カラー催告件数【目標：16,000 件】</p> <table border="1" data-bbox="517 895 860 1034"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>13,418 件</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>13,279 件</td> </tr> </tbody> </table>		件数	25年度	13,418 件	24年度	13,279 件	<p>○カラー催告の実施</p> <p>⇒引き続き、過年度からの滞納者へのカラー催告を実施するとともに、<u>現年度のみ滞納者への催告を強化</u>し、滞納繰越の未然防止と早期納付につなげる。</p> <p style="text-align: center;"><b>強化・拡充</b></p> <p>【目標】 カラー催告送付件数 16,000 件</p>			
	件数										
25年度	13,418 件										
24年度	13,279 件										

施策	平成25年度実績	平成26年度の主な取組															
<p>(8) 滞納処分の強化</p>	<p>○差押えの執行 ⇒長期・高額滞納者について、債権等の調査を徹底し、生活状況や納付資力を見極めた上で、差押えを執行</p> <p>差押え件数・収納額</p> <table border="1" data-bbox="517 443 1084 699"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数 (うち債権)</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>653件 (619件)</td> <td>84,945千円</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>451件 (354件)</td> <td>65,035千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※債権：預貯金，生命保険，給与など</p>		件数 (うち債権)	収納額	25年度	653件 (619件)	84,945千円	24年度	451件 (354件)	65,035千円	<p>○差押えの執行 ⇒長期・高額滞納者に対する債権を中心とした差押えの執行と<u>換価の早期実施</u> <b>強化・拡充</b> ⇒<u>現年度のみ</u>の滞納者に対する差押えや換価の早期実施 <b>新規</b></p> <p>○<u>搜索及び公売の実施</u> <b>新規</b> ⇒<u>預貯金などの財産が不明な場合</u>，滞納者宅への強制的な立ち入り調査（<u>搜索</u>）を行うとともに，<u>差押え財産の公売</u>を実施する。</p>						
	件数 (うち債権)	収納額															
25年度	653件 (619件)	84,945千円															
24年度	451件 (354件)	65,035千円															
<p>(9) 特別収納対策室との連携</p> <p>※特別収納対策室 長期・高額滞納者に対する滞納処分を，市税等と一体的に行うことを目的とし，平成22年度に設置 (対象者：1年以上納付・相談がなく，50万円以上滞納)</p>	<p>○特別収納対策室と連携した滞納処分 ⇒市税等と一体化した差押え</p> <p>特別収納対策室への移管状況</p> <table border="1" data-bbox="517 927 1084 1206"> <thead> <tr> <th></th> <th>移管 件数</th> <th>昨年までに差 押え済</th> <th>差押件数 (うち債権)</th> <th>収納額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>472件</td> <td>203件</td> <td>51件 (47件)</td> <td>31,845</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>502件</td> <td>207件</td> <td>96件 (92件)</td> <td>33,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>※これまで，財産調査の徹底や滞納処分の強化してきた結果，長期・高額滞納者が減少し，移管件数，差押件数とも減となった。</p>		移管 件数	昨年までに差 押え済	差押件数 (うち債権)	収納額 (千円)	25	472件	203件	51件 (47件)	31,845	24	502件	207件	96件 (92件)	33,080	<p>○特別収納対策室と連携した滞納処分 ⇒長期・高額滞納の早期解消を図るため，引き続き，特別収納対策室と連携し，市税等と一体化した滞納処分を実施する。</p>
	移管 件数	昨年までに差 押え済	差押件数 (うち債権)	収納額 (千円)													
25	472件	203件	51件 (47件)	31,845													
24	502件	207件	96件 (92件)	33,080													



施策	平成25年度実績	平成26年度の主な取組									
(10) 資格の適正化 (二重資格者の解消等)	<p>○二重資格の解消            ⇒「ねんきんネット」の情報に基づき、社会保険加入の可能性がある者に対して国保脱退届出の勧奨通知を送付するとともに、国保脱退勧奨者について届出がなくても職権による国保資格喪失を実施する。</p> <p>該当者への届出勧奨通知及び職権喪失</p> <table border="1" data-bbox="517 533 1016 671"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>勧奨件数</th> <th>職権喪失等件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>176人</td> <td>79人</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>401人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※二重資格者は減少傾向            平成25年度後半から、職権による喪失処理が可能な、精度の高い「ねんきんネット」情報に基づく勧奨方法に切替え、取組を強化（従来は勧奨のみ）</p>	年度	勧奨件数	職権喪失等件数	25	176人	79人	24	401人	0人	<p>○二重資格者への届出勧奨の強化、解消            ⇒引き続き、年間を通じて「ねんきんネット」を活用し、国保と社保の二重資格者に届出勧奨と、<u>職権による国保資格喪失処理</u>を行う。</p> <p>○啓発ちらしの配布 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">強化・拡充</span>            ⇒ハローワーク、年金事務所、全国健康保険協会などに配布する。</p> <p>○居所不明調査の強化による居所不明者の解消            ⇒現地調査等の強化、職権による資格喪失処理の積極的取組を行う。</p>
年度	勧奨件数	職権喪失等件数									
25	176人	79人									
24	401人	0人									
(11) 資格証明書・短期被保険者証の交付	<p>○資格証明書・短期被保険者証の交付            交付件数（各年10月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="517 991 1081 1129"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>資格証明書</th> <th>短期被保険者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>3,969件</td> <td>2,811件</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>3,876件</td> <td>2,793件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資格証明書、短期被保険者証の交付については、納付状況に応じた適切な交付を行っており、交付後、交付世帯に対し、その状況の解消に向け、個々の状況に応じたきめ細かな納付相談・指導に努めている。</p>	年度	資格証明書	短期被保険者証	25	3,969件	2,811件	24	3,876件	2,793件	<p>○資格証明書・短期被保険者証の交付            ⇒臨戸訪問・相談業務、実態調査により接触の機会を確保し、適切に資格証明書、短期被保険者証を交付する。</p>
年度	資格証明書	短期被保険者証									
25	3,969件	2,811件									
24	3,876件	2,793件									

施策	平成25年度実績	平成26年度の主な取組														
<p>■現年度収納率の目標 平成26年度 87.00%</p> <p>現年度収納率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83.92%</td> <td>83.29%</td> <td>83.67%</td> <td>84.37%</td> <td>84.91%</td> <td>85.64%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目標収納率には及ばないものの、各種収納対策や差押えの強化により、平成22年度以降、毎年、前年度の収納率を上回っている。</p>			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	83.92%	83.29%	83.67%	84.37%	84.91%	85.64%		
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度											
83.92%	83.29%	83.67%	84.37%	84.91%	85.64%											
		<table border="1"> <caption>現年度収納率の推移 (線グラフ)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収納率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>83.92%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>83.29%</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>83.67%</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>84.37%</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>84.91%</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>85.64%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	収納率 (%)	H20	83.92%	H21	83.29%	H22	83.67%	H23	84.37%	H24	84.91%	H25	85.64%
年度	収納率 (%)															
H20	83.92%															
H21	83.29%															
H22	83.67%															
H23	84.37%															
H24	84.91%															
H25	85.64%															

## 2 医療費の適正化・保健事業の充実

施策	平成25年度実績	平成26年度の主な取組												
(1) ジェネリック医薬品の普及促進	<p>○ジェネリック医薬品差額通知の送付 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>5月</th> <th>8月</th> <th>11月</th> <th>2月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>4,173</td> <td>3,893</td> <td>3,858</td> <td>3,712</td> <td>15,636</td> </tr> </tbody> </table> <p>ジェネリック医薬品差額通知の効果検証を実施 ⇒年間削減効果額 約23,000千円 使用者の割合 5人に1人 → 3人に1人</p>		5月	8月	11月	2月	計	件数	4,173	3,893	3,858	3,712	15,636	<p>・ジェネリック医薬品差額通知の送付(年3回:5月,9月,1月 合計22,500件,7,500件/回) <b>強化・拡充</b></p> <p>①対象年齢 18歳以上⇒制限撤廃 ②差額(月)300円以上⇒100円以上 ③発送時期 3か月毎(年4回)⇒4か月毎(年3回) ⇒院外処方された医薬品について,ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額情報を通知することで,ジェネリック医薬品の普及を図る。</p>
		5月	8月	11月	2月	計								
件数	4,173	3,893	3,858	3,712	15,636									
<p>○周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お願いカード」の配付(国保加入手続き時)</li> <li>・広報紙などによる周知</li> </ul>	<p>○周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保新規加入者への「お願いカード」の配付</li> <li>・広報うつのみや,ホームページでの周知</li> </ul> <p><b>新規</b></p>													
(2) レセプト点検の推進	<p>○レセプト点検</p> <p>レセプト点検による効果 【目標:総点検件数2,000,000件 財政効果額250,000千円】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総点検件数(件)</th> <th>過誤調整件数(件)</th> <th>財政効果額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>2,023,001</td> <td>15,515</td> <td>184,918</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>1,999,194</td> <td>19,313</td> <td>225,660</td> </tr> </tbody> </table> <p>※レセプト電子化に伴う過誤レセプトの減少</p>	年度	総点検件数(件)	過誤調整件数(件)	財政効果額(千円)	25	2,023,001	15,515	184,918	24	1,999,194	19,313	225,660	<p>○レセプト点検の強化</p> <p>⇒引き続き効果的なレセプト点検に取り組むとともに,療養費(柔道整復師,はり,きゅう,マッサージなど)については,内容点検を強化し適正給付を図る。 <b>強化・拡充</b></p> <p>【目標】財政効果金額200,000千円</p>
年度	総点検件数(件)	過誤調整件数(件)	財政効果額(千円)											
25	2,023,001	15,515	184,918											
24	1,999,194	19,313	225,660											

施策	平成25年度実績	平成26年度の主な取組						
(3) 特定健康診査・特定保健指導の推進	<p>【特定健康診査】</p> <p>◆特定健康診査受診状況（25年度目標 30%）</p> <table border="1" data-bbox="501 308 792 448"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>25.2%</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>25.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※25年度は26年6月末現在（確定は11月）、24年度は確定値</p>	年度	受診率	25	25.2%	24	25.3%	<p>【特定健康診査】</p> <p>【目標】特定健康診査受診率 40%</p>
	年度	受診率						
	25	25.2%						
24	25.3%							
<p>○様々な媒体による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報うつのみや（年2回／5月・11月）</li> <li>・国保だより（年2回／7月・9月）</li> <li>・新聞折り込み広告（年1回／8月）</li> <li>・国保連によるラジオ広報や新聞広報</li> </ul>	<p>○様々な媒体による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報うつのみや（年2回／4月・11月）</li> <li>・国保だより（年2回／7月・9月）</li> <li>・国保連によるラジオ広報や新聞広報</li> <li>・市有車へのマグネット広告掲載 <b>新規</b></li> </ul>							
<p>○未受診者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診勧奨通知の送付（29,823件） ⇒対象：H21～23に受診歴のある未受診者 H21～24に未受診の40代、50代</li> <li>・受診促進キャンペーンの実施 ⇒受診者に健康グッズ等を抽選で贈呈 当選者55名に対し応募423名</li> </ul>	<p>○未受診者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診者へのハガキによる受診勧奨（10月）</li> <li>・健診PR応援事業 <b>新規</b> ⇒健康づくり推進員等と連携した健診の普及啓発や、健診受診者に対する商品割引等の特典サービスを提供する企業等の募集・周知</li> <li>・受診促進キャンペーンの実施 ⇒受診者に健康グッズ等を抽選で贈呈</li> </ul>							
<p>○受診機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドック健診との同時受診（2,700名）</li> <li>・地区巡回健診（371回）</li> <li>・早朝健診（年2回／7月42名・9月25名）</li> <li>・出前健診（JA富屋支部・9月22名）</li> <li>・全国健康保険協会栃木支部との共催健診（年4回／9月47名・11月44名・12月48名・2月47名）</li> </ul>	<p>○受診機会の拡充 <b>新規</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドック【脳ドックを追加】と特定健診の同時受診</li> <li>・地区巡回健診等の実施回数の拡充（381回予定） <b>強化・拡充</b></li> <li>・早朝健診の実施⇒年2回（7,9月 午前7時～ 各定員50名）</li> <li>・出前健診</li> <li>・全国健康保険協会栃木支部との共催健診（特定健診等）</li> </ul>							

施策	平成25年度実績	平成26年度の主な取組												
	<p>【特定保健指導】</p> <p>◆特定保健指導利用状況（25年度目標 30%）</p> <table border="1" data-bbox="501 308 770 445"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※25年度は26年6月末現在（確定は11月）、 24年度は確定値</p> <p>○実施環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導利用券の即時発行</li> <li>・特定保健指導実施機関の拡充（8→83機関）</li> <li>・健診サポート事業</li> </ul>	年度	実施率	25	6.6%	24	6.0%	<p>【特定保健指導】</p> <p>【目標】特定健康診査実施率 40%</p> <p>○実施環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診サポート事業 ⇒保健師等の戸別訪問による保健指導（動機づけ支援対象者） 及び利用勧奨（積極的支援対象者）</li> <li>・市保健センターの健康教育を活用した特定保健指導 <b>新規</b> ⇒市保健センターで実施している健康教育や健康相談の一部を特定保健指導対象事業として実施</li> <li>・節目健診における特定保健指導利用勧奨（モデル事業） <b>新規</b> ⇒健診当日に、特定保健指導の対象となる可能性のある方に、保健指導の利用勧奨、連絡方法の確認、保健指導の予約等を実施 ⇒節目健診受診者全員に、生活習慣病予防の必要性を周知</li> </ul>						
年度	実施率													
25	6.6%													
24	6.0%													
(4) 人間ドック・脳ドックの推進	<p>○人間ドック・脳ドックの推進</p> <p>受診者数【目標：2,800人】</p> <table border="1" data-bbox="501 1169 1061 1308"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人間ドック</th> <th>脳ドック</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>2,707人</td> <td>279人</td> <td>2,986人</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>2,418人</td> <td>335人</td> <td>2,753人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成額 10,000円 (人間ドックと特定健診を同時受診する場合は15,586円)</p>	年度	人間ドック	脳ドック	合計	25	2,707人	279人	2,986人	24	2,418人	335人	2,753人	<p>○人間ドック・脳ドックの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報うつのみや、国保だより等での周知</li> <li>・人間ドック【脳ドックを追加】と特定健診の同時受診 <b>新規（再掲）</b></li> </ul> <p>【目標】受診者数 3,300人</p>
年度	人間ドック	脳ドック	合計											
25	2,707人	279人	2,986人											
24	2,418人	335人	2,753人											

健診サポート事業：保健指導実績（8月～3月） 単位：人

支援区分	保健指導対象者数	電話架電	利用勧奨 (電話・訪問)	訪問件数	特定保健指導実施者数
動機づけ支援	1,357	1,288	1,139	171	41
積極的支援	383	356	280	86	
合計	1,740	1,644	1,419	257	41

施策	平成25年度実績	平成26年度の主な取組
(5) 健康づくり支援事業の推進	<p>○健康づくり講演会を実施 (全国健康保険協会との共催) 日時 平成25年11月24日(日) 午後1時20分～ 場所 とちぎ健康の森 講堂 講師 タニタの管理栄養士 立川 らく朝(医学博士 落語家) 入場者数 350人(うち国保:230人)</p>	<p>○健康づくり講演会を実施(全国健康保険協会との共催) 〔11月15日(土)午後1時20分～文化会館 小ホールで開催予定〕 (定員:500名) 講師:第1部 池田義雄(タニタ体重科学研究所所長・日本生活習慣病 予防協会理事長) 第2部 浜内千波(料理学校校長・料理研究家)</p>
<p>※宇都宮市地域・職域連携推進協議会 国保連、協会けんぽなどの地域保健・職域保健の関係機関が情報共有・交換し、連携事業を企画・実施することを目的とし、平成25年8月に設置</p>	<p>○宇都宮市地域・職域連携推進協議会による地域保健と職域保健が連携した事業の実施 ⇒健診の受診率向上に向けた取組として「働くひとの健診ガイド」を作成</p>	<p>○宇都宮市地域・職域連携推進協議会による事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「働くひとの健診ガイド」の配付・普及活用 <b>新規</b> ⇒従業員が国保や全国健康保険協会に加入している事業所を把握し、「働くひとの健診ガイド」の普及活用を図る。</li> <li>・新たな連携事業の検討 <b>新規</b> ⇒各構成団体の保有する健診結果等を収集し分析することにより、働く世代の健康課題を明確化し、その対応策としての新たな連携事業を検討する。</li> </ul>
(6) <u>ヘルスプランうつのみや事業の推進</u>	—	<p>○多受診・重複受診者への保健指導 <b>新規</b> ⇒レセプト情報を活用し、多受診・重複受診者(同一疾病で複数の医療機関を同一月に複数回受診するもの)に対し、適正受診に向けた保健指導を実施する。</p> <p>○糖尿病重症化予防事業 <b>新規</b> ⇒特定健診の結果、特定保健指導の該当者ではないものの血糖値が高く医療機関の受診が必要な者に対し、保健指導を行い早期に医療につなげることで糖尿病の重症化を予防する。</p>

■ 1人当たり医療費増加率（対前年度比）の目標

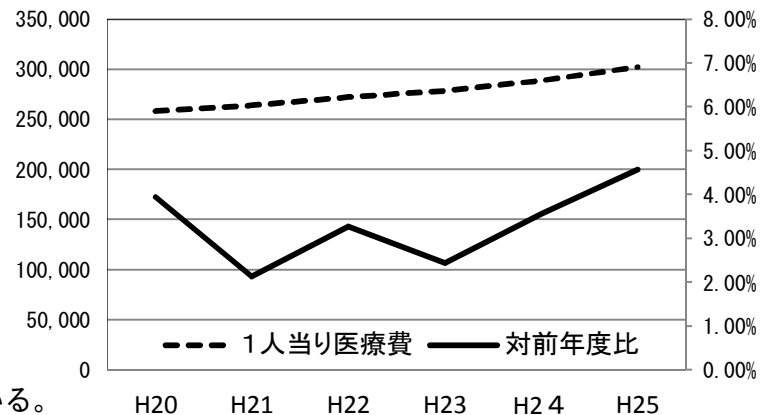
平成26年度 2.25%

1人当たり医療費と対前年度比増加率の推移 (単位：円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1人当たり医療費	258,265	263,787	272,419	279,059	289,010	<b>302,239</b>
対前年度比	3.94%	2.14%	3.27%	2.44%	3.57%	<b>4.58%</b>

○ 1人当たり医療費の増加要因

- ・ 被保険者の高齢化 ⇒ 【参考】参照  
⇒ 一人当たりの医療費が高い前期高齢者の割合の増加により、医療費が増加している。
- ・ 医療技術の高度化  
⇒ 新しい医療技術や機器の導入、新薬の開発等に伴い、医療に必要な費用が高額化している。



【参考】被保険者の高齢化による医療費の増加

① 被保険者の年齢構成ごとの1人当たり医療費 (単位：円)

		24年度	25年度	比較増減	増減率
被保険者全体		289,010	302,239	13,229	4.58%
一般被保険者	64歳以下	195,752	<b>203,426</b>	7,674	3.92%
	前期高齢者(65~74歳)	462,636	<b>472,817</b>	10,181	2.20%
退職被保険者(主に60~64歳)		366,238	365,512	△726	△0.20%

② 被保険者の年齢構成 (単位：人)

		24年度	25年度	比較増減	増減率
被保険者全体		138,360	136,493	△1,867	△1.35%
一般被保険者	64歳以下	86,964	83,154	△3,810	△4.38%
	前期高齢者(65~74歳)	42,956	45,121	<b>2,165</b>	<b>5.04%</b>
退職被保険者(主に60~64歳)		8,440	8,218	△222	△2.63%

構成比

	24年度	25年度
被保険者全体	100.00%	100.00%
一般被保険者	62.85%	60.92%
退職被保険者	6.10%	6.02%
前期高齢者(65~74歳)	<b>31.05%</b>	<b>33.06%</b>

③ 年間医療費 (単位：千円)

		24年度	25年度	比較増減	増減率
被保険者全体		39,987,416	41,253,465	<b>1,266,049</b>	3.17%
一般被保険者	64歳以下	17,023,384	16,915,713	△107,671	△0.63%
	前期高齢者(65~74歳)	19,872,982	21,333,971	<b>1,460,989</b>	7.35%
退職被保険者(主に60~64歳)		3,091,050	3,003,781	△87,269	△2.82%

構成比

	24年度	25年度
被保険者全体	100.00%	100.00%
一般被保険者	42.57%	41.00%
退職被保険者	7.73%	7.28%
前期高齢者(65~74歳)	49.70%	51.71%

① 前期高齢者の一人当たり医療費は約473千円であり、64歳以下の被保険者と比較すると2.3倍と大きい。

② 被保険者総数は減少しているが、前期高齢者は年々増加しており、被保険者の年齢構成の高齢化が進行している。

③ 64歳以下の高齢者の医療費は被保険者数の減少により減少しているが、一人当たり医療費が高い前期高齢者の増加により、総医療費は増加している。

⇒ 以上の状況から、国保全体での一人当たりの医療費は年々増加している。

報告第3号

平成26年度国民健康保険税の賦課状況について

1 税率と課税限度額

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40歳以上65歳未満)	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
所得割	6.00%	6.36%	2.35%	2.55%	2.05%	2.07%
均等割	23,300円	25,900円	8,200円	9,800円	8,200円	10,500円
平等割	20,000円	19,000円	7,000円	7,200円	6,900円	6,400円
賦課限度額	510,000円		140,000円		120,000円	

○平成26年度から税率を改定。賦課限度額は変更なし。

2 当初賦課の状況（全体分）

		25年度	26年度	増減
世帯数		80,255世帯	80,091世帯	△164世帯
被保険者数		138,082人	135,948人	△2,134人
応能※ 49.7%	所得割①	7,187,213千円	7,462,537千円	275,324千円
	均等割②	4,735,409千円	5,322,431千円	587,022千円
応益※ 50.3%	平等割③	2,427,553千円	2,330,397千円	△97,156千円
	賦課額計 A (①+②+③)	14,350,175千円	15,115,365千円	765,190千円
軽減額 B		1,308,212千円	1,654,368千円	346,156千円
課税額(A-B)		13,041,963千円	13,460,997千円	419,034千円
1世帯当り課税額		162,507円	168,071円	5,564円
1人当り課税額		94,451円	99,016円	4,565円

※応能・応益割合は、医療保険分の割合

○世帯数・被保険者ともわずかに減少の傾向にある。

○軽減額の増加があるものの、所得割・均等割の増加により課税額全体では増加となり、1世帯当たり・1人当たり課税額も増加。

3 軽減額の内訳

	25年度		26年度	
	世帯	金額	世帯	金額
7割軽減	17,881世帯	959,153千円	18,268世帯 (+387世帯)	1,040,986千円 (+81,833千円)
5割軽減	3,279世帯	181,784千円	8,653世帯 (+5,374世帯)	439,494千円 (+257,710千円)
2割軽減	9,360世帯	167,275千円	8,443世帯 (△917世帯)	173,888千円 (+6,613千円)
合計	30,520世帯	1,308,212千円	35,364世帯 (+4,844世帯)	1,654,368千円 (+346,156千円)

○5割軽減世帯が大幅に増加し、全体でも増加。



## 報告第4号

### 納期前納付報奨金（前納報奨金）の廃止について

- 1 宇都宮市税条例及び宇都宮市国民健康保険税条例の一部改正について  
市税の納期前納付に係る前納報奨金制度について、平成26年度をもって廃止するもの

#### 2 制度創設の背景及び廃止理由

##### (1) 制度創設の背景

戦後の混乱した不安定な社会情勢や経済情勢のもと、市町村の財政基盤を強化するために、「税収の早期確保」や「納税者の納税意識の高揚」などを目的に昭和25年の地方税法制定時に創設し、本市では、昭和30年（国保税は38年）より報奨金を交付してきた。

##### (2) 廃止の理由

- ・ 制度創設後、相当の期間が経過した中で収納率が向上しており、所期の目的は達成した。
- ・ 年金から特別徴収されている納税者は、制度対象外であり、制度を利用できない納税者と不公平が生じており、今後、高齢化社会の進展に伴い年金からの特別徴収者の増加が予測される。
- ・ 厳しい財政状況のもと行財政改革を進めながら、ライフスタイルの多様化に対応した「ペイジー収納の導入」や「コンビニ収納の利用拡大」など、新たな納税環境を整備し、市民サービスの向上を図る。

#### 3 今後の対応

##### (1) 納税者への十分な広報周知

- ・ 制度廃止について、市民の理解を十分に得られるよう、広報紙や市ホームページなどの媒体を活用し、複数回、幅広い周知を行う。

##### (2) 収納対策の着実な実施

- ・ これまでの収納対策の取り組みに加え、「ペイジー収納の導入」や「コンビニ収納の利用拡大」など、新たな納税環境を整備し、制度廃止による影響を徴収率に及ぼすことなく、さらなる収納率の向上に努める。

## 報告第5号

## 国民健康保険税の賦課限度額について（概要等）

平成25年度国民健康保険運営協議会答申（抜粋）

3 国民健康保険税の税率の見直しについて

(4) 賦課限度額について

国の動向を注視し、政令が改正された場合は、賦課限度額の見直しについて検討すること

1 賦課限度額の概要

(1) 賦課限度額の趣旨

〔平成25年11月 社会保障審議会医療保険部会〕

「社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料（税）負担は、負担力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料（税）負担に一定の限度を設けることとしている。」

(2) 賦課限度額の法的根拠

○地方税法 第703条の4 第11・19・27項

課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

○地方税法施行令 第56条の88の2

法第703条の4に規定する政令で定める金額を提示。

○宇都宮市国民健康保険税条例 第2条 第2・3・4項

宇都宮市国民健康保険税の課税額の上限を規定。

2 本市における賦課限度額

本市においては、従来、後期高齢者医療制度が創設された平成20年度を除き、地方税法施行令の改正により法の課税上限額が改定された翌年度に、法と同額としてきた。

【表 1】 賦課限度額改定の経緯（平成 19 年度以降）

年度	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	地方税法 施行令改正	宇都宮市	地方税法 施行令改正	宇都宮市	地方税法 施行令改正	宇都宮市
H19	56	53			9	9
H20※	47	47	12	12		↓
H21		↓		↓	10	↓
H22	50	↓	13	↓		10
H23	51	50	14	13	12	↓
H24		51		14		12
H25		↓		↓		↓
H26		↓	16	↓	14	↓

※後期高齢者支援金分は平成 20 年 4 月創設

### 3 賦課限度額の改正動向

#### 〔平成 25 年 8 月 社会保険制度改革国民会議報告書〕

「医療保険制度における保険料の負担についても、負担能力に応じて応分の負担を求めることを通じて保険料負担の格差是正に取り組むべきである。」

「国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべきである。」

#### 〔平成 26 年度税制改正（平成 26 年 3 月 31 日施行令公布 4 月 1 日施行）〕

「限度額超過世帯の割合が増加する見込みであること、基礎賦課分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の限度額超過世帯の割合にバラつきが見られることから、保険料（税）負担の公平を図る観点から、賦課限度額を見直す。」

- ・これまでの最大引き上げ幅と同額の「4 万円」を上限として見直す。
- ・後期高齢者支援金等分を 14 万円から 16 万円に引上げる。
- ・介護納付金分を 12 万円から 14 万円に引き上げる。

【表 2】 地方税法施行令改正の内容

区 分	政 令		宇都宮市 (H24～26)
	改正前 (H23～25)	改正後 (H26)	
基礎賦課分 (医療保険分)	51 万円	51 万円 (変更なし)	51 万円
後期高齢者支援金分	14 万円	16 万円 (+2 万円)	14 万円
介護納付金分	12 万円	14 万円 (+2 万円)	12 万円
合 計	77 万円	81 万円 (+4 万円)	77 万円

## 報告第6号

## 宇都宮市国保経営改革プランの改定について

## 1 現行計画の概況

## (1) 計画の概要 …別紙1

本市国民健康保険を将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度として維持していくため、平成22年6月に、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画として策定し、より一層の経営努力に取り組むもの

## (2) 主な取組と目標(平成26年度)

## ア 保険税収納率の向上

現年度保険税収納率 88.00% (平成20年度の中核市平均に設定)

## イ 医療費の適正化

対前年比一人当たり医療費増加率 2.25% (平成16～18年度平均実績を半減)

## ウ 一般会計繰入金(決算補填分)の削減

一般会計繰入金(決算補填分) 330百万円 (平成21年度実績を半減)

## 2 改定の必要性

- ・ 国民健康保険については、被保険者の高齢化と医療技術の高度化により医療費が増加する一方、構造的に無所得者や非正規労働者など保険税負担能力の低い被保険者が多く加入していることから、財政基盤が脆弱である。
- ・ こうした中、国では、国保を含めた社会保障制度を持続可能なものとするため、「社会保障制度改革国民会議」を設置して協議を行い、国保の「保険者の都道府県移行」などを含めた制度改革の全体像やスケジュール等を示す「プログラム法」が成立した。
- ・ また、本市においては、現行計画に基づき、保険税収納対策や医療費適正化策などを強化してきた結果、保険税収納率は平成22年度以降向上し、また医療費適正化に係る各種取組も実績を上げているが、計画に掲げた目標は達成できない見込みである。
- ・ こうしたことから、引き続き本市国保財政の健全化を図るため、より一層の経営努力に取り組むことが必要であることから、平成26年度で計画期間が終了する現行計画を改定する。

### 3 改定の考え方

#### (1) 計画期間の延伸（改訂）

- ・ 今後、平成 29 年度までに保険者が県へ移行され、その時点で計画を大幅に見直すことが想定されるとともに、平成 25 年度に本協議会から提出された国保財政健全化策についての答申等を踏まえ、本市国保財政の健全化に当たっては、収納率の向上や医療費の適正化等に不断に取り組むことが必要であることから、現行計画の期間について平成 29 年度まで延伸する。
- ・ なお、社会環境、施策目標、各種取組等については、現行計画の実績・評価や国の動向等を踏まえながら、現況に合うよう適宜更新（改訂）を行う。

#### (2) 検討内容

##### ア 現状と課題

現行計画の評価及び、本協議会等との協議を踏まえ、現状及び課題を整理

##### イ 基本的な考え方

現状と課題を踏まえた施策・事業、施策目標等の更新

##### ウ 具体的な施策・事業

- ・ リレーションシップの構築
- ・ 保険税収納率の向上に資する施策・事業
- ・ 医療費の適正化に資する施策・事業
- ・ 保健事業の充実に資する施策・事業
- ・ 業務改革の推進に資する施策・事業

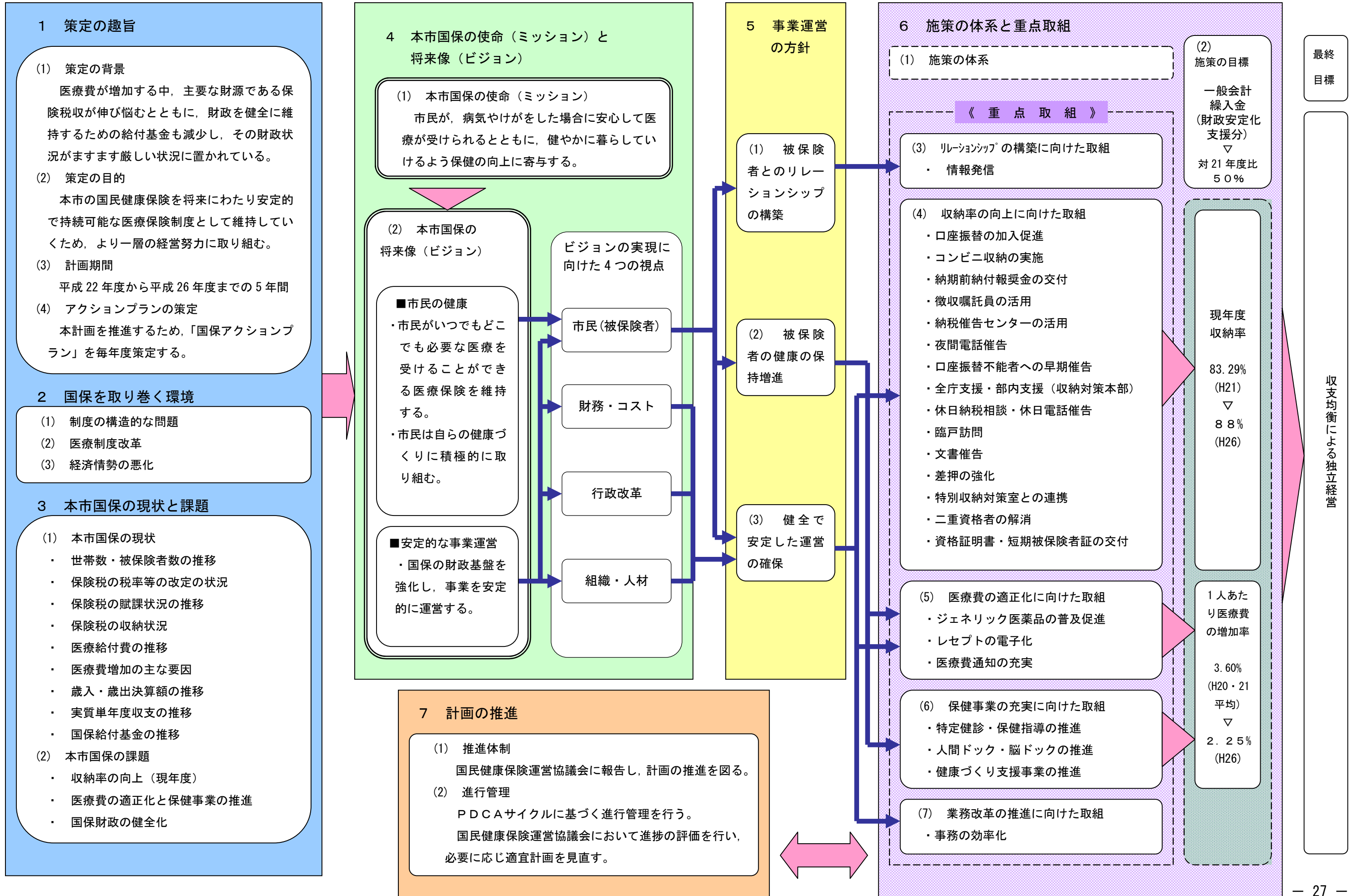
#### (3) 策定方法

平成 25 年度に国保運営協議会に諮問した国保財政健全化策についての協議結果や答申を踏まえ、事務局にて現行計画の評価や現状と課題の整理等を行った上で素案を作成し、本協議会から意見をいただく。

### 4 スケジュール

平成 25 年	8 月～	国保運営協議会において「国保財政健全化策」の協議
平成 26 年	7 月	国保基盤強化協議会による「プログラム法」の具体化に向けた「中間的な取りまとめ」の公表
	10 月～	国保運営協議会において「改訂計画」（素案）の協議
平成 27 年	2 月	国保運営協議会において「改訂計画」（案）の協議 計画策定

「宇都宮市国保経営改革プラン」の概要



## 平成26年度国民健康保険運営協議会の開催予定

今年度の会議開催予定は下表のとおりです。

回数	日程	議事予定	会場
第1回	7月31日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選出について</li> <li>・平成25年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）について</li> <li>・国保財政健全化に向けた平成26年度の主な取組について</li> <li>・平成26年度国民健康保険税の賦課状況について</li> <li>・納期前納付報奨金（前納報奨金）の廃止について</li> <li>・保険税賦課限度額について（概要等）</li> <li>・宇都宮市国保経営改革プランの改定について</li> </ul>	市役所本庁舎 14階 14A会議室
第2回	10月2日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税賦課限度額の見直しについて</li> <li>・宇都宮市国保経営改革プラン（素案）について</li> </ul>	市役所本庁舎 14階 14大会議室
第3回	2月19日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保アクションプラン26の取組状況と国保アクションプラン27の主な取組(案)について</li> <li>・平成27年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について</li> <li>・宇都宮市国保経営改革プラン（案）について</li> </ul>	市役所本庁舎 14階 14A会議室

※1 開催時間はすべて午後4時30分～午後6時頃までを予定